

当金庫の預金商品の概要 [流動性預金]

令和元年 5 月 7 日現在

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・法人及び個人の方
3. 期間	・特に期間の定めはありません。 ただし、預入後最低 7 日間は据置期間が必要です。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1 万円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・随時解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の 2 日前までにご通知ください。
6. 利息 (1) 適用利率 (利率表示場所) (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・1 年を 365 日とする日割計算 ・付利単位を 1,000 円として利息を計算します。
7. 税金	・預金利息には税率 20%（国税：15%、地方税：5%）の税金がかかります。 ・個人は分離課税で、法人は総合課税となります。ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。 ・なお、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税：15.315%、地方税：5%）の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	・個人の場合はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭に備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は本部お客様相談室（9 時～17 時、電話：011-241-1661）にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けております。 ・紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記本部お客様相談室又は北海道地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1) お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、上記本部お客様相談室若しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所へお問い合わせください。
13. その他参考と なる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）。